

田上町地域防災計画

原子力災害対策編

令和6年3月作成

田上町防災会議

原子力災害対策編

第1章 総 則

| | | |
|-------|----------------|---|
| 第 1 節 | 計画作成の趣旨等 ----- | 1 |
|-------|----------------|---|

第2章 原子力災害事前対策

| | | |
|-------|------------------------------|----|
| 第 1 節 | 情報の収集・連絡体制等の整備 ----- | 6 |
| 第 2 節 | 緊急事態応急体制の整備 ----- | 7 |
| 第 3 節 | 屋内退避等に係る体制の整備 ----- | 8 |
| 第 4 節 | 住民等への的確な情報伝達体制の整備 ----- | 9 |
| 第 5 節 | 住民等への原子力防災に関する知識の普及・啓発 ----- | 10 |
| 第 6 節 | 防災業務関係者の人材育成 ----- | 10 |
| 第 7 節 | 防災訓練への参加 ----- | 10 |

第3章 緊急事態応急対策

| | | |
|-------|-------------------------|----|
| 第 1 節 | 情報の収集・連絡体制及び通信の確保 ----- | 11 |
| 第 2 節 | 活動体制の確立 ----- | 12 |
| 第 3 節 | 応援要請及び職員の派遣要請等 ----- | 13 |
| 第 4 節 | 自衛隊の派遣要請等 ----- | 13 |
| 第 5 節 | 屋内退避等の防護活動の実施 ----- | 14 |
| 第 6 節 | 飲食物の出荷制限、摂取制限等 ----- | 18 |
| 第 7 節 | 緊急輸送活動 ----- | 18 |
| 第 8 節 | 住民等への的確な情報伝達活動 ----- | 19 |

第4章 原子力災害中長期対策

| | | |
|-------|--------------------|----|
| 第 1 節 | 緊急事態解除宣言後の対応 ----- | 20 |
|-------|--------------------|----|

作成 平成30年 3月26日

修正 令和 6年 3月26日

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、原子力事業者、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務及び業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、関係法令、防災基本計画、原子力防災対策指針及び新潟県地域防災計画等に基づき、現時点における町の基本的な考え方をまとめたものであり、今後、関係法令等の改正や、国、県、県内市町村及び防災関係機関との協議・検討結果により随時、更新するものとする。

3 他の災害対策との関係

この計画は、「田上町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「田上町地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、資料編）」によるものとする。

4 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

5 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲等

田上町において原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は、町内全域とし、原子力災害対策にあたっては、放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置対応を基本としつつ、緊急時モニタリングの結果等から避難等の対応が必要な場合の緊急時防護措置についても備えるものとする。

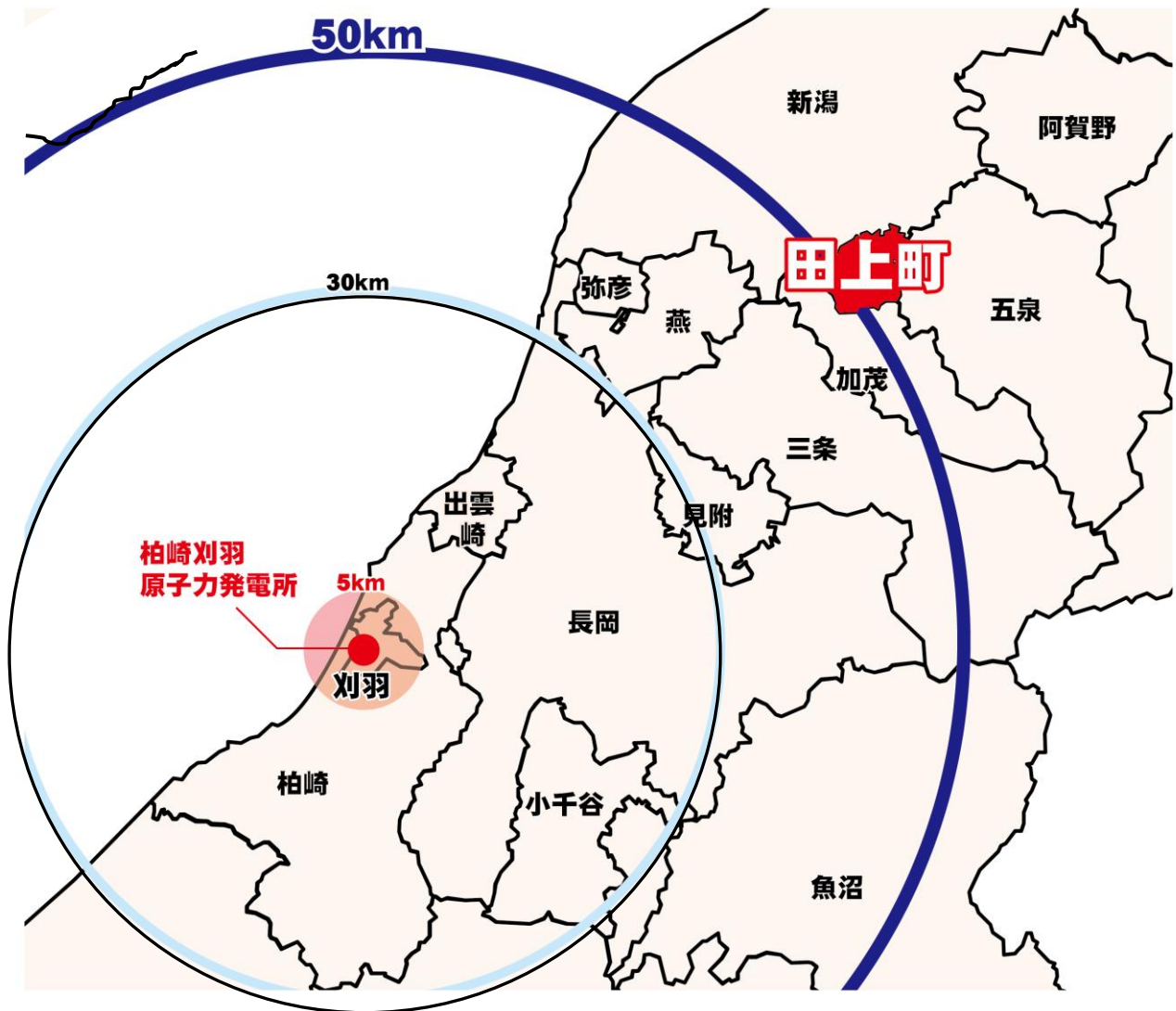
また、県が策定した「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」において、田上町は避難準備区域（UPZ）内にある長岡市の避難先候補地に選定されており、発電所周辺市町村からの避難者受入れなどの災害対応の必要性が生じる可能性がある。

【参考】 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲等（「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」より）

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は県内全域とし、以下のとおり発電所の中心からの距離等に応じて、必要な措置を講じるとしている。

| 区 域 | 発電所からの距離 | 基本の対応 |
|--|--|--|
| <p>即時避難区域 （予防的防護措置を準備する区域、P A Z） Precautionary Action Zone</p> | <p>発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏</p> | <p>主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（E A L）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。</p> <p>避難は、即時避難区域（P A Z）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。</p> <p>また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。</p> <p>なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。</p> |
| <p>避難準備区域 （緊急防護措置を準備する区域、U P Z） Urgent Protective Action Planning Zone</p> | <p>半径おおむね5～30キロメートル圏</p> | <p>事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。</p> <p>全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（O I L）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。</p> <p>緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p> |
| <p>放射線量監視地域 （U P Z 外）</p> | <p>半径30キロメートル圏外の県内全域</p> | <p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。</p> |

田上町と発電所の位置関係



6 町等の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力災害対策に関し、町が処理すべき事務又は業務の大綱は次に定めるとおりとし、県、原子力事業者及び指定地方行政機関等については、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定めるところによる。

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----|---|
| 田上町 | 1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 4 事故状況の把握及び連絡に関すること 5 町原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること 6 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 7 緊急時モニタリングへの協力に関すること 8 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 9 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること 10 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること 11 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 12 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 13 町道の通行確保に関すること 14 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 15 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 17 汚染物質の除去及び除染に関すること 18 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること 19 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること 20 風評被害等の影響の軽減に関すること 21 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること 22 心身の健康相談に関すること 23 児童、生徒の退避及び避難に関すること 24 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること 25 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること |

7 用語の解説

この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。

| 用語 | 解説 |
|-------------|---|
| 放射性プルーム | 発電所の事故などにより飛散した微細な放射性物質を含み、大気に乗って流れていく雲のような空気の一団 |
| 環境放射線モニタリング | 発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。 |
| 安定ヨウ素剤 | 放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 甲状腺 | 前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。 |
| 屋内退避 | 放射性物質の放出があった場合、放射線による被ばくを避けるため、一時的に自宅等の屋内に留まること。 |
| 安全協定 | 町と原子力事業者が住民の安全確保を目的に締結した協定。主な内容に、発電所の異常時における通報連絡、平常時における原子力発電所連絡会の開催などがある。 |
| 原子力災害対策指針 | 原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力防災対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。 |
| モニタリングポスト | 放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。（据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。） |
| マイクロシーベルト／時（ μ Sv／h） | 「シーベルト（Sv）」は、放射線の量を表す単位で、人体が放射線を受けたときの影響の度合いを表す。「シーベルト／時（Sv／h）」は、1時間あたりの単位 ※ 1 Sv = 1,000 mSv（ミリシーベルト） = 1,000,000 μ Sv（マイクロシーベルト）となる。 |

第 2 章 原子力災害事前対策

第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備

【基本方針】

町は、国、県、原子力事業者及び防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

【実施内容】

1 町と関係機関との連携体制の確保

町と国、県、原子力事業者及び防災関係機関との間において確実な情報収集及び連絡体制をあらかじめ構築する。

2 情報の分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理するために職員の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

3 通信手段の整備

町は、原子力事業者からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網等を整備する。

第2節 緊急事態応急体制の整備

【基本方針】

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制を整備するとともに、応急対応に備えたマニュアル等を作成するものとする。

【実施内容】

1 職員参集体制の整備

町は、警戒事態又は特定事態等の発生の際に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう職員の参集体制の整備を図るものとする。

2 防災関係機関との連携体制

町は、平常時から国、県、原子力事業者及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、連携体制の強化に努める。

3 専門家の派遣要請

町は、必要に応じて、国、県、原子力事業者及び防災関係機関に対して専門的知識を有する職員の派遣を要請するため、体制を整備するものとする。

第3節 屋内退避等に係る体制の整備

【基本方針】

町は、原子力災害が発生した際に、放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための予防的防護措置として、屋内退避を実施することを基本とし、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置が実施できるようあらかじめ体制を整備する。

【実施内容】

1 屋内退避等実施体制の整備

町は、屋内退避等が必要な場合に備え、屋内退避等の判断基準、住民等への情報伝達方法等についてあらかじめ定める。

2 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

町は、安定ヨウ素剤の配布が必要な場合に備え、県が備蓄する安定ヨウ素剤の住民への配布が円滑に行われるよう、県と協力し搬送手段等について体制の整備に努める。

3 他市町村からの避難者の受入れ体制の整備

町は、県から避難区域の市町村の避難者の受入要請がある場合に備え、受入施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

【基本方針】

町は、国及び県と連携し、警戒事態等発生の際に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するものとする。

【実施内容】

1 情報伝達手段の整備

町は、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の情報伝達手段の整備を図るものとする。

2 住民相談窓口の準備

町は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ体制を整備する。

3 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備

町は、高齢者、障がい者等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

第5節 住民等への原子力防災に関する知識の普及・啓発

【基本方針】

町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を行う。

第6節 防災業務関係者の人材育成

【基本方針】

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、県等が実施する原子力防災に関する研修等を積極的に活用し、町職員等防災業務関係者の人材育成に努める。

第7節 防災訓練への参加

【基本方針】

町は、国、県及び原子力事業者等の関係機関が行う訓練に積極的に参加する。
また、町は、訓練終了後、訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。

第 3 章 緊急事態応急対策

第 1 節 情報の収集・連絡体制及び通信の確保

【基本方針】

町は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

【実施内容】

1 警戒事態発生情報等の通報・連絡

原子力事業者は、発電所の設備に異常又は発電所周辺で自然災害が発生したときは、安全協定に基づき町に通報・連絡する。

町は、原子力事業者等から通報・連絡を受けた事項について、防災関係機関に連絡するものとする。

2 通信の確保

町は、原子力事業者から通報・連絡があったときは、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

第2節 活動体制の確立

【基本方針】

町は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。

また、災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、適切に対応する。

【実施内容】

1 災害対策本部等の設置基準

町は、原子力事故にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の基準により応急活動体制をとるものとする。

| 配備区分 | 配備基準 | 活動体制 |
|-------|---|-----------|
| 第1次配備 | <ol style="list-style-type: none">1 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態が認められるとき。2 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。3 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき。4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき。5 その他町長が必要と認めるとき。 | 災害警戒本部の設置 |
| 第2次配備 | <ol style="list-style-type: none">1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令基準に達したとき。3 その他町長が必要と認めるとき。 | 災害対策本部の設置 |

2 災害対策本部等の組織・運営

風水害対策編 第2章第1節 「災害対策本部の組織・運営計画」を準用する。

第3節 応援要請及び職員の派遣要請等

風水害対策編 第2章第3節「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第4節 自衛隊の派遣要請等

風水害対策編 第2章第13節「自衛隊の派遣計画」を準用する。

第5節 屋内退避等の防護活動の実施

【基本方針】

町は、原子力災害対策指針等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

【実施内容】

1 屋内退避等の対応方針

町は、屋内退避等の措置を講じる場合は、国及び県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的には柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画で定めるEAL及び原子力災害対策指針で定めるOILの考え方に基づいて実施するが、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。

2 屋内退避等の実施

(1) 屋内退避等の実施

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、又は町長が必要と判断する場合は、住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、町は、緊急時モニタリング結果等に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

(2) 避難手段等

町は、自家用車両を含めバス、鉄道等のあらゆる避難手段・経路を検討し、円滑に避難できる手段・経路を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

(3) 要配慮者等の支援

要配慮者等の支援については、風水害対策編 第2章第10節「住民等避難計画」 第3「要配慮者等の安全避難」を準用する。

3 安定ヨウ素剤の配布

町は、原子力災害が発生し、国等から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、県と協力して、安定ヨウ素剤を住民等に対して速やかに配布するものとする。

4 他市町村からの避難者の受入れ

町は、県原子力災害広域避難計画に基づき、県から避難区域の市町村の避難者の

受入要請があった場合は、受入候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに受入先を選定し、受入先となる避難所等を開設する。

なお、町内の緊急時モニタリングポストは役場職員駐車場を選定する。

【参考】 EAL及びOILについて

原子力災害対策指針では、緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方として、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないとしており、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状態に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築するとしている。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

原子力施設の状態に応じて、次のように緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、これらの緊急事態区分に該当する状況であるが否かを原子力事業者が判断する基準として、緊急時活動レベル（EAL）が設定されている。

(ア) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

※この段階において、町は災害警戒本部を設置する。

(イ) 施設敷地緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

※この段階において、町は災害対策本部を設置する。

(ウ) 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確立的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※この段階において、町は災害対策本部を設置する。

(2) 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記(1)の施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリン

グを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要になる。この防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（O I L）が設定されている。

〇 I L と防護措置について（「原子力災害対策指針」より抜粋）

| 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ※1 | | | 防護措置の概要 |
|---------|-----------------|---|---|-----------------|--|
| 緊急防護措置 | 〇 I L 1 | 500 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | | | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。) |
| | 〇 I L 4 | β線:40,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) | | | |
| | | β線:13,000 cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) | | | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施 |
| 早期防護措置 | 〇 I L 2 | 20 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | | | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施 |
| 飲食物摂取制限 | 飲食物に係るスクリーニング基準 | 0.5 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 |
| | 〇 I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 |
| | | 放射性ヨウ素 | 300 ベクレル/kg | 2,000 ベクレル/kg※3 | |
| | | 放射性セシウム | 200 ベクレル/kg | 500 ベクレル/kg | |
| | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1 ベクレル/kg | 10 ベクレル/kg | |
| ウラン | 20 ベクレル/kg | 100 ベクレル/kg | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施 | | |

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる〇 I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には〇 I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※3 根菜、芋類を除く野菜類が対象

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

【基本方針】

町は、国からの指示並びに必要と認めるときは、飲食物の放射性核種濃度測定を実施し、必要な出荷制限、摂取制限を実施する。

また、町は、国の指示及び要請並びに飲食物の放射性核種濃度測定調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置及びこれらの解除について、町民等への周知徹底及び注意喚起を図る。

第7節 緊急輸送活動

【基本方針】

町は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

【実施内容】

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の実施

町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

(2) 支援の要請

町は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

町及び道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

【基本方針】

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じるできないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、県内外の住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

【実施内容】

1 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

町は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(2) 定期的な情報提供

町は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(3) 提供する情報内容

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリング等の結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。

(4) 情報提供手段

町は、情報提供にあたって、防災行政無線、メール配信サービス、広報紙、広報車等によるほか、テレビ、ラジオ、新聞社等の報道機関の協力を求める。

また、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節 緊急事態解除宣言後の対応

【基本方針】

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

【実施内容】

1 事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

2 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

3 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

4 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 被災住民の記録

町は、屋内退避及び避難措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

(2) 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

(3) 証拠種類の記録

町は、住民等が原子力災害に係る賠償の請求等に関し、円滑な事務が推進されるよう情報提供を行うとともに、領収書等証拠書類の保存等について周知する。

5 被災者等の生活再建等の支援

(1) 生活資金等の支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 相談窓口体制の整備

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

町外に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体の協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。

6 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

7 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

8 心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

田上町地域防災計画

原子力対策編

(令和6年3月修正)

編集発行 田上町防災会議

事務局 田上町 総務課

〒959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地

TEL 0256-57-6222

FAX 0256-57-3112

E-mail t2221@town.tagami.lg.jp
